

## 「横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱」の一部改正について（改正概要）

### 1 趣旨

この要綱は、認定生食用食肉取扱者の資格・養成講習会及び生食用食肉取扱者の届出等を行う際の手続き等について定めたものです。

このたび、横浜市生食用食肉取扱者に関する要綱について、様式や文言等の見直しを行い、次のとおり一部改正を予定しています。

### 2 改正の概要

- (1) 生食用食肉取扱者設置又は変更届出時に提示する、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する告示（平成23年9月12日付け厚生労働省告示第321号）2(3)の規定に該当する者であることを証する書類は、原本のほか、写しによる提示も認めます。（第5条、第7号様式）
- (2) 生食用食肉取扱者設置届出済証の営業者欄の記載項目を削減します。（第5条、第8号様式）
- (3) 生食用食肉取扱者設置届出事項変更届出書を新たに設けます。（第5条、第9号様式）
- (4) 生食用食肉取扱廃止届出書を新たに設けます。（第5条、第11号様式）
- (5) その他、食品衛生法改正に伴う条ずれや文言の整理等の必要な改正を行います。

### 3 施行日

令和7年4月1日予定